

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第8回 会議録

日 時	令和2年3月17日(火) 18:00~20:00	場所	多摩市役所 301 会議室
出席者 (敬称略)	委員 ※敬称略	小川、奥田、市川、大石、高橋、折笠、瀬尾、中原、川崎、永井	
	障害福祉課 (事務局)	阿部市長、小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、相良主査、 曾山主査、鈴木主査、神長主事、後藤主事	
欠席者	委員 ※敬称略	木村、田川、佐藤、須崎	
記録者	事務局		
項目	開会 1.パブリックコメントの結果について 2.条例原案について 閉会		
	詳細		
開会	<p>【委員長】</p> <p>それでは、第8回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を始める。 新型コロナウイルス対策のため、必要な事項については十分議論をしつつ、できるだけ短い時間で終了するようにする。 今回の会議の獲得目標は条例原案について最終確認を行うということ。パブリックコメントを踏まえた最終的な案を事務局から説明していただき、確認をしていく。 それでは、次第1パブリックコメントの結果について事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>資料1をご覧ください。昨年の12月23日から今年1月24日にかけてパブリックコメントを実施した。その結果、6名の方から13件の意見をいただいた。資料の「市の考え方」に書いた通りなので、一つずつの説明は省略するが、恐れながら反映できていないものもいくつかある。これについて質問があれば後ほどいただきたい。 タイトル案や条文についてだけでなく、パブリックコメントの方法などについても意見をいただいた。これについては障害福祉課だけでなく庁内全体で検討していきたいと考えている。 資料1の説明は以上。</p> <p>【委員長】</p> <p>質問や意見はあるか。</p>		
1.パブリックコメントの結果について			

<p>2. 条例素案 について</p>	<p>(委員から特に意見なし) よろしいか。 それでは次第 2 条例原案に進む。事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料 7 ページからご覧ください。 12 月に行った第 7 回の市民委員会から修正を加えている箇所を下線部・見え消しで示している。12 月の市民委員会の後にパブリックコメントの実施・庁内委員会・地域自立支援協議会があった。権利擁護専門部会は、新型コロナウイルスの感染防止のため中止になったが、それらの会議でいただいた意見を踏まえ、今回修正を加えた。 表現の言い換えなど、文書法制担当から細かく修正もあったが、主に内容に関わる箇所を説明する。 条例名について。これはパブリックコメント実施時と変えておらず、「多摩市障がい者差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」としている。 前文について。※1 の箇所。「差別と感ずる」という表現をしていたが、市民委員から「差別は受け手の捉え方の問題ではなく事実としてあるので『差別と感ずる』という表現は適さない。『生きづらさや困難さ』と並列することも差別があるということがぼやけるので一度区切って欲しい」という意見をいただき、「差別はあり、障がい者は生きづらさや困難を感じる状況に置かれています」という表現に修正した。 続いて※2 の箇所。「社会のバリアがわかりづらい」という意見をいただいたので、「障がい者の存在が想定されていない設備や条件、障がい者への偏見などの社会のバリア」という説明を加えた。 続いて※3 の箇所。「健幸都市を目指すためにこの条例をつくるわけではないので、健幸都市を前面に出すのは違う」という意見を基に、健幸都市の実現のためにも差別をなくし、共生社会を目指すという文章の流れにした。 最後の一文の主語について。市役所、障がい者も含めて市民全員という意味で「私たちは」という主語に修正した。 続いて第一章。こちらについては多少表現の修正があるが大きな変更はない。</p> <p>【委員長】 最後の確認なので丁寧に区切って進める。 それでは前文、第一章について何か意見はあるか。</p> <p>【委員】 条例名について。「多摩市障がい者差別をなくし」が重い感じがする。「多摩市障がい者の差別をなくし」のように「の」を入れるとどうか。 また、前文に「闘う」という文字があるが、少し違和感がある。何か違う表現があれば良い。</p>
-------------------------	---

【委員長】

条例名について。日本語としては「の」を入れた方が聞きやすいような気がする。

【委員】

「の」を入れても良いが、障がい者「への」が良いのではないか。障がい者「の」差別という表記では「障がい者が差別をしている」とも受け取れてしまう。

【委員長】

読みやすくはなるが条例名の頭の部分が少し重くなってしまう。これについては明確な判断基準が出せないで、多摩市の法制担当に日本語的に何が一番適切なのか、条例のタイトルとしてどちらが適切なのかを確認していただくことにする。

もう一点意見があった「闘い」という表現について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

前文を簡潔に短くするか、障がい当事者が感じてきた想いを含めるかはこれまでも議論されてきた。「闘い続け」という表現が少し強いのではないかという意見もあったが、今まで本当に差別があり、それに対して闘い続けてきたという想いを前文に入れた方が良いのではないかという意見を反映し、前文に入れた。このような経緯から、事務局ではこの案の通り「闘い続け」のままにさせていただきたいと考えている。

【委員長】

よろしいか。これまでの検討の経過の意見を踏まえた表現ということなので、ご理解いただければと思う。

前文について他に意見はあるか。

【委員】

条例名について。「障がい者への差別をなくし」ではなく障害そのものを捉えて「障害に対する差別をなくし」はどうか。

また、前文で一か所だけ「障がい者」ではなく「障がいのある方々」という表現があるが、何か意図があるのか。

【委員長】

条例名については、このような意見もあったということ踏まえて多摩市に検討していただきたいと思う。

2点目について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

表現の統一が不完全であった。最終的に全体を見直して、表現を統一するように修正する。

【委員長】

その他意見はあるか。

(委員から特に意見なし)

それでは第2章の説明をお願いします。

【事務局】

資料9ページをご覧ください。

第3条 基本理念については、第3号を修正した。パブリックコメントで「要素を含む可能性という言い方がわかりづらい」という意見をいただき、「差別は虐待及びいじめに繋がるおそれがある」という表現に修正した。

第4条 市の責務については、第2項を修正した。パブリックコメントで「条文の市の責務を定める箇所而努力義務規定であるのはいかがなものか」という意見をいただき、「努めるものとする」ではなく「取り組むものとする」という義務規定に修正した。

同じく第4項、第5項も努力義務規定としていたが、第4項は意見を施策策定や実施に反映させる旨の条文であり、様々な立場からの対立する意見も想定される中で全ての意見を反映することは難しい部分もあるため、義務規定ではなく努力義務規定のままとしている。第5項については、予算編成はその時々での行政運営の中で総合的に判断されるため、要望する予算を絶対に確保できるとは限らないため努力義務規定のままとしている。

第5条 市民及び事業者の責務については、市の責務の義務規定の見直し見直しに伴い、市民及び事業者の責務の第1項、第2項を努力義務から義務規定に修正した。具体的内容は、第1項は「差別の解消や共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする」を「取り組むものとする」と修正した。第2項は「差別やその疑いがある事案を発見したときは、市に情報提供するよう努めるものとする」を「情報を提供するものとする」と修正した。第3項の理解を深める取り組みについては努力義務規定のまま。

第2章の説明は以上。

【委員長】

第2章について何か意見はあるか。

【委員】

予算編成について。第4条第5項は「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」となっている。これでは本当に予算を確保できるとは限らない。差別解消条例を実現させていくためにはある程度の予算が必要。大阪の茨木市では、合理的配慮の提供支援にかかる費用(コミュニケーションツールの作成、点字メニューの作成、会話ボード

の作成等)の助成を行っている。限られた予算ではあるが、どのように予算を捻出するか今後の課題でもある。努力義務では条例の実現がなかなか進まないのではないか。

【事務局】

財政措置を努力義務ではなく義務化できないかということについて、予算を様々な事業に配当しなければならないため現段階では今のままの表現とさせていただきたいが、条例施行後、どのような取り組みが必要なのか当事者の方々の意見をいただきながら進むべき方向を定めていくと思われる。何を最優先でやっていくべきなのかを検討しながら市の財政当局と調整しつつ進めたいと考えているので、今のところはこのままの表現とし進めていくことにご理解いただきたいと思います。

【委員長】

市民の立場からすれば、ぜひ義務化してほしいというところかもしれないが、予算については条文や計画等の行政文書に書き込むことはなかなか難しい。努力義務ではあるが予算についての項目を作っているということだけでも、積極的に予算を確保するという姿勢のあらわれと理解していただければと思う。

その他に意見はあるか。

(委員から特に意見なし)

それでは第2章についても内容をご了解いただいたものとさせていただく。続いて第3章の説明をお願いします。

【事務局】

資料11ページをご覧ください。第3章について、第6条から第10条にかけては特に内容に関わる大きな修正はありません。第11条について説明を行う。

助言又はあっせんに関する条文。あっせんするかどうかだけではなく、その内容についても協議会の中で意見を求めるということがわかるように「助言又はあっせんの要否及び内容について、協議会に意見を求めるものとする」という内容に修正した。

第12条、第13条については大きな修正はない。第13条の協議会について、第3項でどのような構成員で行うかを記載しているが、この条例の施行規則で具体的に定めていくものとして考えている。

第3章についての説明は以上。

【委員長】

第3章について何か意見はあるか。

(委員から特に意見なし)

私から一点、気になる箇所がある。協議会の役割について。前との関連で戻ってしまうが10ページの第4条第4項。「市は、第3項に定める責務に係る施策の策定及び実施に当たっては、障がい者その他の市民及び事業者に必要な情報を提供し、障がい者その

他市民及び事業者の意見を当該施策の策定及び実施に反映するよう努めるものとする」と、努力義務に修正されたが、これでは意見を聞くことも努力義務に感じる。意見を聞くことは協議会の役割としておくことが必要ではないか。

意見を聞くことについては義務であり、反映させることについては努力義務であるという書き分けをはっきりした方が良い。

その役割について協議会との関連はどうなるのかを説明していただきたい。

【事務局】

広く市民、事業者に情報提供を行い、障がい者その他の市民及び事業者の意見を聞くというのは当然に行っていくものと考えている。第 4 条では「反映する」という箇所が、全て意見を反映することが難しい部分もあるので努力義務規定としているので、意見を聞くというところまで努力義務規定に取られないような書き方にしたい。

【委員長】

では、協議会は必ずしも意見を聞くという役割を持たなくても良いということか。

【事務局】

協議会については第 13 条第 2 項「次に掲げる事項について協議を行う」として（1）から（4）まで協議の内容を書いている。この中では差別が実際にあったときの助言やあっせんも含まれるが、（3）の「差別を解消するために必要な施策に関する実施状況の確認及び見直しに関する提言に関する事項」であったり（4）の「差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な事項」についても協議会の中でご協議いただき、意見をいただきたいと考えている。

【委員長】

ありがとうございます。意見を聞いてもらう機能として第 13 条で協議会が機能していくというように読み込めれば良いかなと思う。

その他、第 3 章について何か意見はあるか。

（委員から特に意見なし）

それでは第 4 章に進み、最後にまた何か思いつくことがあれば、前に遡って意見をいただきたい。

では第 4 章から終わりまで説明をお願いします。

【事務局】

資料 15 ページをご覧ください。第 14 条 障害及び障がい者に対する理解の促進についての条文。市が障害理解を推進するに当たって、すでに障がい者・市民にご協力いただいております。引き続き協力を得ながら取り組んでいくという姿勢を示せるように「障がい者その他の市民及び事業者の協力を得ながら」という一文を追加した。

第 2 号は市の職員等に研修や啓発を行っていく旨の条文だが、多摩テレビや多摩都市モノレール等に市が直接研修を行うことが難しいため「市が出資その他財政支出等を行う法人」という一文を削除した。市の機関の全ての職員並びに指定管理者に対しては必要な研修や啓発を行っていきたいと考えている。

続いて第 15 条第 4 号について。本号で挙げている内容に「文字」も含まれるのではないかとパブリックコメントにて意見をいただいた。例示として手話、点字等を表記していたが、本日も行っていただいている要約筆記についても市で行っているので、よりわかりやすく示せるように「文字」も追加した。その他大きな修正変更等はありません。これらが最後の委員会にかけさせていただいている内容だが、今後も文書法制の担当との調整によっては多少の表現の変更等があるかと思われるのでご了承ください。

説明は以上。

【委員長】

何か意見はあるか。また、前の部分を遡って何か言い残した点はないか。

【委員】

タイトルについて。「多摩市『障がい者』」ではなく、「多摩市『障がいのある人の』差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」はどうか。条文の中身は『障がい者』という表記になるが、障害がある前に人であり、「個人が尊重され」と前文にも入っている。条文の中身全てを『障がいのある人』に修正するのは難しいので、条例名だけでも敬意を表せたら良いと思った。

【委員長】

タイトルについては最終的に多摩市の方で法制担当も含めて検討していただく際に、今の意見も含めて検討していただくことにする。

その他意見はあるか。

(委員から特に意見なし)

全体を通していくつかの修正点を確認した。その修正点以外については認めていただいたということで良いか。

それでは、これで最終確認を行ったので議事は終了する。市民委員会でかなり長く時間をかけて検討したが、条例案について、ただいまの検討をもって皆さんにお認めいただいたものとさせていただきます。

【事務局】

8 回にわたり、(仮称)多摩市障がい者差別解消条例の検討をいただきまして誠にありがとうございました。昨年の 5 月から長い間、皆様から様々なご意見いただきましてここまでこれたと思っております。感謝申し上げます。

今後について。表現については市の法制担当と若干整理を行い、その内容を元に 4 月に

市役所庁内の会議に付議して市として原案の決定を行う。その後、令和2年6月の多摩市議会に条例を上程する予定で進めていきたいと考えている。健康福祉常任委員会に進捗等報告をしているが、議決にあたっては若干の修正が入る可能性もある。その場合、修正後の表現等は事務局にご一任いただきたい。ご了承お願いいたします。令和2年6月議会で議決を得られたら令和2年7月から施行する方向で考えている。よろしくお願いいたします。

【委員長】

事務局修正の一任については、修正の内容によると思うが、委員の皆様の方でご了承いただけるか。これだけ丁寧に検討してきたので、その基本が大きく覆るような修正はないという前提で今説明しているが、よろしいか。
それでは認めていただいたものとさせていただきます。

【事務局】

皆様ありがとうございました。本日最後の条例の検討市民委員会ということで、最後に市長からご挨拶をいただきます。

【阿部市長】

8回にわたる市民委員会、そして夏には2回にわたってワークショップも開催され、私も出来るだけ出席できるときには全ての会合に参加させていただきました。委員会には欠席したり冒頭だけだったりということもありましたけれども、私としては、本当に貴重な機会を共有することができて本当に良かったなと思っています。

各委員の皆さんもおっしゃっていたように、条例をつくることが目的ではありませんので、これからがスタートだと思えます。6月の多摩市議会の方に、皆さんの気持ちをしっかり反映できるように、議会でもしっかり説明をさせていただきたいなと思っております。

11月の権利擁護専門部会の際に委員から映画の紹介があり、私もその映画を観させていただきました。内容は、3・11東日本大震災の地震のあと、障がいのある人たちが街の中から消えた。その障がい者がどこにいるのか、避難所にいるのか、家にいるのか、どこにいるのか。皆さんがそれぞれの障がいを持つ人を探していく、というものでしたが、その映画を見ていて、いざというときに障がい者のことを忘れる社会であってはならないなということを思いました。

今回の新型コロナウイルス、日本だけでなく全世界において、今非常に大変な事態になってきています。私自身も、障がい者の人の視点に立ったときに、本当に新型コロナウイルスに関するきちんとした情報を届けていることができているのだろうか、と改めて感じるがあります。中国の武漢、イタリア、スペイン、アメリカでも、非常事態宣言が出され、家から外に出ることができない。あるいは、50人以上集まりが規制される時代になりました。おそらく全世界で障がいを持つ人たちが日々生きるのが大変な局面

<p>閉会</p>	<p>に立たされていると思います。幸い日本においては、まだそこまでの外出禁止ということにはなっていませんが、外出禁止にならなくても名古屋などでは、デイケアサービスを受けることができない事態になってきています。</p> <p>今回の見えない感染症との戦いの中で私も気づいたことがあります。それはやはり「想定外」だったんですね。地震であったり、水害であったり、災害と違って、今回の感染症は、相手の正体がよくわからない。インフルエンザとは違う、「新型」コロナウイルスということでまだワクチンもできていない。そうした中で、どういうふうに住生活をしたら感染しないで済むのか。</p> <p>今日も手話通訳の方がマスクをかけずに話をされています。あらゆる障がいを持つ人たちがきちんとコミュニケーション手段を保障されていかなければなりません、足元がしっかりしていないなということをも市長としても思います。</p> <p>私の責務は、多摩市民 15 万人近くいらっしゃいますが、その人たちの暮らしと命を守ることです。全くそうしたことに対応できていないことに私自身も歯がゆく思います。障がい者差別解消条例の中に盛り込まれている手法をしっかりと認識して、行政としても弱い立場、障がいを持つ立場の人たちが、当たり前のことですけれども、日々普通に暮らしていくことができる社会をつくっていかねばならないと思っていました。</p> <p>先ほど委員から予算の話がありましたが、あらゆる条例が多摩市にあります、必ずしも予算のことが盛り込まれているわけではありません。特に、市から上程している条例については、当然のことながら条例を出すということ自体がある意味で予算の裏づけがなければならないわけであり。ただ、ここは市民委員の皆様からのご提案もあって、予算について盛り込ませていただいております。これは努力することを市に求めておられるわけであり、私としては皆様の意見をしっかりと受け止めながら、今後は全世界がかなり厳しい経済的な環境に追い込まれることにはなりませんけれども、そうした中においても障がいを持つ人たちが普通に日々の暮らしができる、そうしたところは手当てしていかなければいけないなとも思っておりますので、引き続き、皆様方のご支援と御協力を切にお願いしたいなと思っております。</p> <p>少々長くなりましたが、6 月の議会に提出させていただいて、その結果等については皆様にきちんとお伝えしてまいりたいと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、まさにこれがスタートという思いで皆さんと一緒に手を合わせて、条例のタイトルにあるように、誰もが理解し合える社会、安心して暮らすことのできるまちを共につくっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p> <p>以上を申し上げて私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。</p> <p>【委員長】</p> <p>それでは、以上で終わりとさせていただきます。また、この市民委員会の全ての検討について締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
-----------	--